

## 【ガイドラインA（公演利用）】

このガイドラインは、めぐろパーシモンホール（大ホール・小ホール）、中目黒GTプラザホールにおいて、舞台と客席を分けた公演（公演に伴うリハーサルを含む）で利用する場合の新型コロナウィルス感染症対策ガイドラインです。

上記の公演利用以外については、【ガイドラインB（その他）】が適用されますので、そちらをご確認ください。

また、施設の利用にあたっては、①密閉空間（換気の悪い密閉空間である）、②密集場所（多くの人が密集している）、③密接場所（互いに手を伸ばしたら届く距離での会話や発声が行われる）の「三つの密」を避けるため、当面の間は下記の通り人数制限等を付したものとなります。

ご利用前に以下の内容をご確認いただき、内容順守のご署名をいただきます。

なお、このガイドラインは、令和3年1月7日付け内閣官房新型コロナウィルス感染症対策推進室長から各都道府県知事に宛てた事務連絡「緊急事態宣言に伴う催物の開催制限、施設の使用制限等に係る留意事項等について」によるものとします。こちらもご確認ください。

（外部リンク）[https://corona.go.jp/news/pdf/ikoukikan\\_taiou\\_20210107\\_3.pdf](https://corona.go.jp/news/pdf/ikoukikan_taiou_20210107_3.pdf)

### 1 ご利用内容の制限

・公演内容の制限はありません。ただし、大声での発声、歌唱、声援、管楽器の演奏、近接した距離での会話や呼気が激しくなるような運動等が想定される利用については特に注意し、複合的な予防措置に努めてください。

### 2 ご利用人数の制限

国の指標等に基づき、ホール利用定員数は下記のとおりとします。

- ・大ホール：600人以下
- ・小ホール：100人以下
- ・中目黒GTプラザホール：75人以下

ただし、チケット販売開始時期に応じ、下記のとおり取り扱います。

- ①既にホール定員数の半数以上の集客を予定する催物

チケットのキャンセルは不要とします。ただし、2021年1月9日以降はホール利用定員数の半数を超えるチケットの販売を停止してください。

- ②2021年1月9日以降にチケット販売開始される催物

「2 ご利用人数の制限」のとおり、ホール利用定員数の半数までとします。

### 3 夜間利用の注意事項

緊急事態宣言に基づき、緊急事態宣言期間内の夜間利用においては、可能な範囲で早めの退館にご協

力をお願い致します。

## 4 ご利用時の注意事項

### ① 公演関係者（出演者含む）・来場者のマスク着用と体調確認を行ってください。

- ・マスク等を着用でご来館ください。マスク等を着用されていない方のご来館はお断りさせていただきます。ご利用中も表現上困難な場合を除き原則としてマスク等を着用してください。なお、必要なマスクは利用者においてご用意いただき、着用していない方には配布をしてください。
- ・来館前に検温を実施し、平熱と比べて高い発熱（37.5℃以上を目安）がある方はご来館をお控えください。また、入場時の検温の実施に努めてください。
- ・下記に該当する場合は、ご来館をお控えください。
  - 咳、呼吸困難、全身倦怠感、咽頭痛、鼻汁・鼻閉、味覚・嗅覚障害、関節・筋肉痛、下痢、嘔気・嘔吐の症状がある方
  - 過去2週間以内に政府から入国制限、入国後の観察期間を必要とされている国・地域への訪問歴及び当該在住者との濃厚接触がある方
  - PCR検査等で新型コロナウイルス感染症陽性とされた方との濃厚接触がある方
- ・体調不良であることが見受けられた方は参加・入場の見合わせを促してください。
- ・「新型コロナウイルス接触確認アプリ」の活用にもご留意ください。

### ② 消毒の徹底

- ・必要な消毒液は利用者においてご用意ください。
- ・手指用消毒液をホール入口、楽屋、舞台袖等に利用者が設置し、消毒を行えるようにしてください。
- ・施設内はご利用前までに消毒をしておりますが、客席の背もたれやひじ掛け、扉の取っ手など不特定多数が触れる場所は開場前に利用者でも消毒を行うようご協力ください。
- ・歌唱や管楽器の演奏を行った場合は、飛沫が拡散した恐れがある床面等の消毒を利用者において利用時間内に行ってください。
- ・機材や備品、用具等の取り扱い者を選定し、不特定者の共有を制限するようにしてください。
- ・こまめな手洗い、咳エチケットにご協力ください。

### ③ 施設内での社会的距離（ソーシャルディスタンス）の確保

施設内及び会場入口付近においては、**最低1m（できるだけ2mを目安に）**の間隔を確保するよう努めてください。

### ④ 楽屋ご利用時の注意

- ・楽屋及び楽屋通路が密にならないよう、ご利用人数の削減にご協力ください。

利用人数を通常の半分に削減した目安は以下の通りです。

○大ホール 通常約80名→54名程度

（楽屋D1・3=各2名程度、楽屋D2・4=各4名程度、楽屋D5・6=各16名程度、楽屋控室=4名程度、ラウンジ=6名程度）

○小ホール 通常約 20 名→10 名程度  
(楽屋 S1=2 名程度、楽屋 S2=4 名程度、楽屋控室=4 名程度)

○中目黒 G T プラザホール 通常約 12 名→6 名程度  
(控室兼倉庫=計 5 名程度、控室=1 名程度)

- ・対面を避けてご利用ください。
- ・必要に応じて扇風機の持ち込みや扉の開放を行い、換気を行ってください。
- ・人数制限により楽屋が不足する場合は、**諸室のご予約**をご検討ください。
- ・楽屋内でも原則としてマスク等を着用してください。

⑤ 来場者への対応

- ・座席の最前列席は舞台前から十分な距離を取り、特に演者が歌唱（発声）する場合は舞台から観客の間隔を 2 m 確保してください。
- ・大声での歓声・声援等が想定される公演では、異なるグループ間では座席を 1 席空ける座席配置としてください。ただし、同一グループ（5 名以内に限る）内では座席間隔を設ける必要はありません。
- ・大声を出す来場者がいた場合は、個別に注意、対応等ができるよう体制を整備してください。
- ・対面でチケットやグッズの販売を行う場合、アクリル板や透明ビニールカーテンにより購買者との間を遮蔽するように努めてください。
- ・チケット窓口の行列では、最低 1 m（できるだけ 2 m を目安に）の間隔を空けた整列を促す等、人が密集しないよう努めてください。
- ・入場時のチケットもぎりの際は、マスクや手袋を着用するようにしてください。また、来場者が自分で半券を切って箱に入れ、公演主催者がそれを目視で確認するといった方式等もぎりの簡略化の導入を検討してください。
- ・入退場時や休憩中など混雑時には必要な人員を配置し、**来場者が最低 1 m（できるだけ 2 m を目安に）の間隔を確保できるように誘導してください。**
- ・配布物の手渡しを避けるなど、接触を減らす取り組みに努めてください。
- ・来場者と接触するような演出（声援を惹起する、来場者をステージに上げる、ハイタッチをする等）は行わないようにしてください。
- ・施設内の会話は出来る限り控えていただき、面会、プレゼント差し入れ、楽屋出待ち等は行わないよう周知してください。
- ・公演前後の公共交通機関、飲食店等での密集を回避するため、交通機関・飲食店等は分散して利用するよう注意喚起をしてください。

⑥ 余裕を持ったタイムスケジュールの確保にご協力ください。

- ・公演の仕込み・バラシも、十分な時間の確保をお願いいたします。
- ・来場者の開演直前の集中を避けるよう、開場時間、開演時間にご配慮ください。

⑦ 水分補給を目的としたもの以外は原則飲食禁止（楽屋エリアは可）とします。また、給湯室の茶器・ポットは貸出を休止します。

- ⑧ 代表者は公演関係者（出演者含む）・来場者の名簿を作成して連絡先等を把握し、**利用日から1ヶ月間は保管してください。**ご来館のお客様から感染者が発生した場合など、必要に応じて、ご来場者様の氏名及び緊急連絡先を保健所等の公的機関へ提供されることがありますので、あらかじめご了承ください。
- ⑨ 利用後2週間以内に公演関係者（出演者含む）・来場者が新型コロナウイルス感染症を発症した場合は、速やかに当館までご連絡ください。
- ⑩ イベントの規模により主催者等は東京都に事前に相談が必要になる場合があります。
- ⑪ 入退場や共有部、公共交通機関の三密回避が難しい場合は、回避可能な人数に制限するようにしてください。
- ⑫ 上記の必要な事項について、事前に公演関係者（出演者含む）・来場者への周知をお願いいたします。

## 5 当館の感染予防措置について

- ・ドアノブや手すり、貸出備品等複数の人が触れる場所は消毒をご利用前までに行っております。
- ・空調設備を稼働させ、館内換気の強化を行っております。なお、スマートマシンの効果を図るための空調一時停止等は不可とします。
- ・ブランケットの貸出、クローケの利用、給水器の利用、ホワイエ及びトイレのごみ箱の利用、ビュッフェ営業は休止します。
- ・ホールスタッフの体調管理を徹底すると共に、マスク等の着用を行っております。

## 6 参考

このガイドラインは、内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室及び（公社）全国公立文化施設協会作成のガイドライン等を参考に、目黒区と協議の上作成しております。

- ・内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室「緊急事態宣言に伴う催物の開催制限、施設の使用制限等に係る留意事項等について」（令和3年1月7日）  
(外部リンク) [https://corona.go.jp/news/pdf/ikoukikan\\_taiou\\_20210107\\_3.pdf](https://corona.go.jp/news/pdf/ikoukikan_taiou_20210107_3.pdf)
- ・公益社団法人全国公立文化施設協会「劇場、音楽堂等における新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン改定版」（令和2年9月18日）  
(外部リンク) [https://www.zenkoubun.jp/covid\\_19/files/0918covid\\_19.pdf](https://www.zenkoubun.jp/covid_19/files/0918covid_19.pdf)

利用に関するお問い合わせ：めぐろパーシモンホール受付窓口 03-5701-2819 (9時～19時)